

公立病院経営強化ガイドライン（令和4年3月総務省策定）の概要について

1 公立病院経営強化の必要性

公立病院は、これまで再編・ネットワーク化、経営形態の見直しなどに取り組んできたが、医師・看護師等の不足、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化等により、依然として、持続可能な経営を確保しきれない病院が多くなっている。

また、コロナ対応に公立病院が中核的な役割を果たし、感染症拡大時の対応における公立病院の果たす役割の重要性が改めて認識されるとともに、病院間の役割分担の明確化・最適化や医師・看護師等の確保などの取組を平時から進めておく必要性が浮き彫りとなった。

今後、医師の時間外労働規制への対応も迫られるなど、さらに厳しい状況が見込まれており、持続可能な地域医療提供体制を確保するためには、限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を最も重視し、新興感染症の感染拡大時等の対応という視点も持って、公立病院の経営を強化していくことが重要。

2 地方公共団体における公立病院経営強化プランの策定

- 策定期期 令和4年度又は令和5年度中に策定
- プランの期間 策定年度又はその次年度～令和9年度を標準
- プランの内容 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、地域の実情を踏まえつつ、必要な経営強化の取組を記載。

<プランに記載すべき6つの項目>

- (1) 役割・機能の最適化と連携の強化
- (2) 医師・看護師等の確保と働き方改革
- (3) 経営形態の見直し
- (4) 新興感染症の感染拡大時に等に備えた平時からの取組
- (5) 施設・設備の最適化
- (6) 経営の効率化等

3 都道府県の役割・責任の強化

都道府県が、市町村のプラン策定や公立病院の施設の施設の新設・建替等にあたり、地域医療構想との整合性等について積極的に助言。

また、医療資源が比較的充実した都道府県立病院等が、中小規模の公立病院等との連携・支援を強化していくことが重要。

4 経営強化プランの策定・点検・評価・公表

病院事業担当部局だけでなく、関係部局が連携して策定することが望ましく、関係者と丁寧に意見交換するとともに、議会、住民に適切な説明。

概ね年1回以上点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要に応じ、プランを改定。

5 財政措置

機能分化・連携強化に伴う施設整備等に係る病院事業債（特別分）や医師派遣に係る特別交付税措置を拡充。